

II. アンケート調査の結果

1. 「週40時間労働」就業規則改正時期の状況(店社)

週休2日制あるいは変形労働時間制の採用など、どのような形態であれ本社・支店・営業所等の店社段階において週40時間労働制に対応した就業規則をいつ改正したかを調査したものが、図-4～図-7である。

これによると、平成9年3月末日までに週40時間労働制に就業規則を改正していた企業は4,480企業(49.3%)であったが、平成9年度に入ってからすぐに就業規則を改正した企業も多く、調査時点に最も近い平成9年8月までに改正した企業は3,667企業と40.3%となっている。したがって、調査時点で就業規則を週40時間労働制に改正している企業の割合は89.6%となっている。

このほか、9月以降平成9年度末までに改正を予定している企業は5.5%である。さらに労働省が指導期間としている平成10年度末までに改正を予定している企業の割合は4.7%となっている。事業分野別、受注形態別には、就業規則の改正時期に大きな違いはみられない(図-4、図-5)。しかし、資本金階層別では資本金規模が大きくなるほど改正時期は早まっており(図-6)従業員数でみるとその傾向は顕著である(図-7)。

なお、常時雇用する従業員数が10人以上の企業は、所定内労働時間に関する就業規則を所轄労働基準監督署に届け出る必要がある(労働基準法第89条参照)。

図-4 事業分野別でみた就業規則改正時期(店社)

